

平成 29 年度香港・台湾における福島県農林水産物等風評対策事業 企画競争実施要領

1 事業目的

本県では、放射性物質が基準値を超えた農作物等を市場に流通させないための取組を徹底しているが、依然として30の国・地域において輸入規制が敷かれている。

特に、東日本大震災以前、本県産農産物輸出量のおよそ95%を占めていた香港と台湾では、厳しい輸入規制を実施しており、香港が本県産野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルクの輸入停止やその他の食品の放射性物質検査証明書の添付など、台湾が酒類を除く全ての食品を輸入停止としている。

このような中で、香港・台湾の影響力のあるインフルエンサーやプレス関係者等を招へいし、本県の安全・安心の取組や県産農林水産物の魅力などを発信することで、輸入規制緩和と風評払拭を推進する。

2 事業概要

1の目的を達成するため、以下の事業を行うこととし、効果的な実施方法は企画提案時に明示すること。

なお、本委託業務の履行のため、委託者が必要と認める業務が生じた場合は、委託者と受託者が協議して決定することとする。

(1) 香港のインフルエンサー、プレス関係者等の福島県への招へい

ア 招へい期間及び招へいするメディア数

(ア) 招へい期間

平成30年1月中旬頃までに4泊5日程度（福島県滞在期間は3日程度）

(イ) 招へいメディア数

4社以上

イ 招へい候補メディア等の選定

以下の条件に合致するメディア等を選定すること。

(ア) 香港において本県の安全・安心の取組や県産農林水産物の魅力などを十分に発信できる新聞、雑誌、TV、WEB等であること。ブロガーにおいては、3万人以上のフォロワー数を有すること。

(イ) 平成30年3月末までに取材内容を頒布及び配信できること。

ウ 招へいメディア等との連絡調整等

随時招へいメディア等との連絡調整、問合せ対応及び情報収集等を実施するものとする。

エ 各種資料の作成・翻訳

以下の資料を作成・翻訳し、招へい時に使用するとともに、県の指示に応じて提出するものとする。

- (ア) 招へいメディア等の紹介資料（日本語）
- (イ) 行程表（日本語、繁体字）
- (ウ) 視察先等に関する資料（日本語、繁体字）
- (エ) その他事業の実施に際して必要な資料

オ 視察先の選定及び連絡調整等

福島県の安全・安心の取組や県産農林水産物の魅力などの発信にふさわしい視察先を下記から選定し、先方とのアポイントを取得し、必要に応じて連絡調整を行うものとする。なお、選定に当たっては、県と調整の上、視察先を決定するものとする。

- (ア) 福島県産農林水産物等のモニタリング調査や情報発信等を行っている施設（農業総合センター、環境創造センター等）
- (イ) 福島県産農林水産物の産地（観光農園、生産ほ場等）
- (ウ) 福島県産農林水産物を取り扱うレストラン、ホテル等
- (エ) 福島県産農林水産物に関連する施設（酒蔵等）
- (オ) 福島県内の観光地
- (カ) その他県が指定した場所

カ 招へいメディア等の旅行手配

以下について、選定及び手配を行うものとする。

- (ア) 香港～福島間の往復の航空券、鉄道、その他移動に関する一切
- (イ) 招へい期間中の宿泊施設
- (ウ) その他招へいメディアの旅行に必要な項目一切

キ 視察中の移動手配

視察に必要な車両を選定し、手配するものとする。また、視察先、宿泊するホテル等までの合理的な移動経路、視察先やホテル等における車両の進入経路、停車位置及び駐車位置を事前に確認、調整するものとする。

ク 視察中の添乗員及び通訳者の手配

視察において、添乗員を1名以上配置するものとし、視察に係るアテンドの一切を担うものとする。また、通訳者を1名以上手配するものとする。通訳者のレベルはビジネスレベルとする。

ケ 取材内容の頒布及び配信

招へいたメディアには、平成30年3月末までに取材内容を頒布及び配信させることを原則とする。

取材記事を頒布及び配信する前に掲載時期を県に報告するとともに、掲載された媒体を日本語に翻訳した上で速やかに県に提出するものとする。

コ 報告書の作成及び提出

事業の実施結果を報告書にまとめ、県に提出すること。

(2) 台湾のインフルエンサー、プレス関係者等の福島県への招へい

ア 招へい期間及び招へいするメディア数

(ア) 招へい期間

平成30年2月中旬頃までに4泊5日程度（福島県滞在期間は3日程度）

(イ) 招へいメディア数

4社以上

イ 招へい候補メディア等の選定

以下の条件に合致するメディア等を選定すること。

(ア) 台湾において本県の安全・安心の取組や県産農林水産物の魅力などを十分に発信できる新聞、雑誌、TV、WEB等であること。ブロガーにおいては、3万人以上のフォロワー数を有すること。

(イ) 平成30年3月末までに取材内容を頒布及び配信できること。

ウ 招へいメディア等との連絡調整等

随時招へいメディア等との連絡調整、問合せ対応及び情報収集等を実施するものとする。

エ 各種資料の作成・翻訳

以下の資料を作成・翻訳し、招へい時に使用するとともに、県の指示に応じて提出するものとする。

(ア) 招へいメディア等の紹介資料（日本語）

(イ) 行程表（日本語、繁体字）

(ウ) 視察先等に関する資料（日本語、繁体字）

(エ) その他事業の実施に際して必要な資料

オ 視察先の選定及び連絡調整等

福島県の安全・安心の取組や県産農林水産物の魅力などの発信にふさわしい視察先を下記から選定し、先方とのアポイントを取得し、必要に応じて連絡調整を行うものとする。なお、選定に当たっては、県と調整の上、視察先を決定するものとする。

(ア) 福島県産農林水産物等のモニタリング調査や情報発信等を行っている施設（農業総合センター、環境創造センター等）

(イ) 福島県産農林水産物の産地（観光農園、生産ほ場等）

(ウ) 福島県産農林水産物を取り扱うレストラン、ホテル等

(エ) 福島県産農林水産物に関連する施設（酒蔵等）

(オ) 福島県内の観光地

(カ) その他県が指定した場所

カ 招へいメディア等の旅行手配

以下について、選定及び手配を行うものとする。

(ア) 台湾～福島間の往復の航空券、鉄道、その他移動に関する一切

(イ) 招へい期間中の宿泊施設

(ウ) その他招へいメディアの旅行に必要な項目一切

キ 視察中の移動手配

視察に必要な車両を選定し、手配するものとする。また、視察先、宿泊するホテル等までの合理的な移動経路、視察先やホテル等における車両の進入経路、停車位置及び駐車位置を事前に確認、調整するものとする。

ク 視察中の添乗員及び通訳者の手配

視察において、添乗員を1名以上配置するものとし、視察に係るアテンドの一切を担うものとする。また、通訳者を1名以上手配するものとする。通訳者のレベルはビジネスレベルとする。

ケ 取材内容の頒布及び配信

招へいたメディアには、平成30年3月末までに取材内容を頒布及び配信させることを原則とする。

取材記事を頒布及び配信する前に掲載時期を県に報告するとともに、掲載された媒体を日本語に翻訳した上で速やかに県に提出するものとする。

コ 報告書の作成及び提出

事業の実施結果を報告書にまとめ、県に提出すること。

3 契約額

10,036,640円（消費税及び地方消費税込み）以内

4 契約期間

委託契約の日から平成30年3月31日（土）までとする。

5 企画提案の内容

(1) 以下「提案1」から「提案5」までを具体的に記載した企画提案書を提出すること。

提案1：方向性

・本事業を実施する上での基本的な考え方。

提案2：事業展開提案

・2の(1)及び(2)についての具体的な提案。

(特に、効果的な情報発信を行う方法)

提案3：本業務にかかる実施体制

- ・本業務の目的を達成するための実施体制
- ・再委託をする場合には、事業の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を請け負わせてはならない。
- ・本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名を明記すること。

提案4：見積書

- ・それぞれの費目ごとの内訳及び積算根拠を記載すること。
- ・消費税及び地方消費税の課税分（国内手配）、非課税分（海外手配）を分かるように記載すること。

提案5：効果測定

- ・本事業の実施による風評払拭効果を検証するためのKPI設定と分析方法。

(2) 海外における類似事業実績一覧（平成26年度～平成28年度）

(3) 県からの受託事業実績一覧（平成26年度～平成28年度）

(4) 様式

様式は任意とする、全体でA4版両面10枚（20頁以内）とする。なお、表紙、(2)及び(3)は枚数に含まない。

(必要に応じてA3版の折込も可とするが、2頁としてカウントする。)

(5) 提出部数

10部

- ※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て参加者の負担とする。
- ※ 提出された書類等は返還しない。

6 業務委託予定者の選定

(1) 選定方式：企画プロポーザル

企画提案書のプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、これを総合的に評価し業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 事業目的の理解	10点	事業目的の理解・事業の的確性
2 事業展開	50点	業務の運営方法、情報発信の方法、訴求力、効果、履行の確実性、波及効果 等
3 業務の実施体制	20点	実施体制、業務遂行能力 等
4 事業費の妥当性	10点	経費配分の適正性、費用対効果 等
5 効果測定	10点	効果測定の方法 等

7 参加表明及び提出書類

(1) 参加表明

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（第1号様式）

(イ) 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1部）

イ 提出期限

平成29年11月16日（木）12時

ウ 提出方法

送付、持参、ファクシミリまたは電子メールによること。

エ その他

送信後は、電話で必ず着信確認すること。

(2) 質問書の提出

ア 提出書類

質問書（第2号様式）

イ 提出期限

平成29年11月16日（木）12時

ウ 提出方法

送付、持参、ファクシミリまたは電子メールによること。

エ その他

送信後は、電話で必ず着信確認すること。

オ 回答方法

参加表明書により参加の意思を示した者に対し、提出されたすべての質問及び回答を、11月17日（金）までに電子メールにて送信する。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出書類

5の(1)から(4)のとおり

イ 提出期限

平成29年11月22日（水）17時

ウ 提出方法

持参（ファクシミリ及び電子メール、送付による提出は受け付けない。）

8 審査（プレゼンテーション）

(1) 日 時

平成29年11月29日（水）予定

(2) その他

ア 正式な開催日時及び場所は別途通知する。

イ プレゼンテーション時間は25分以内（15分以内の説明、10分以内の質疑）とする。

ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配付は認めない。

9 審査結果の通知

審査参加者全員に対し、書面で通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

10 主なスケジュール

平成29年11月 2日（木）	募集開始
平成29年11月16日（木） 12時	参加表明書（第1号様式）の提出期限 （参加の場合は第3号様式も併せて提出）
平成29年11月16日（木） 12時	質問書（第2号様式）の提出期限
平成29年11月17日（金）	質問書への回答
平成29年11月22日（水） 17時	企画提案書等の提出期限
平成29年11月29日（水）	プレゼンによる審査会（予定）
平成29年12月 4日（月）頃	審査結果の通知（予定）
平成29年12月 8日（金）頃	契約締結（予定）

11 参加表明書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎5階）

福島県農産物流通課

担当：高野、阿部

電話 024-521-8041 FAX024-521-7942

E-mail takano_tsuyoshi_02@pref.fukushima.lg.jp

abe_hirofumi_01@pref.fukushima.lg.jp

} 送付の場合は両方に送付する。

12 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が関係者に本企画競争に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても失格とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

- ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの
- カ 予算額を超過しているもの

13 契約手続

本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行う。

なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。

14 その他

- (1) 採用した作品等の権利は福島県に帰属する。
- (2) 本事業の成果品は、ホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載等を行う場合があるため、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作に当たっては必要な許諾を得ること。
- (3) 企画提案のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。
- (4) 仮に、企画提案書の内容を実施できない場合には、委託者と協議のうえ匹敵する内容に変更することが可能であるが、その場合には委託料の減額となることもある。
- (5) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する。
- (6) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (7) 企画提案書等の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について企画提案書の提出前に確認しなければならず、企画提案書の提出をもってこれに同意したものとする。また、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。